



## 第111期 報告書

平成18年4月1日から平成19年3月31日



曙ブレーキ工業株式会社

## 第111期 報告書 平成18年4月1日から平成19年3月31日

### CONTENTS

株主の皆様へ .....	2
TOPICS .....	3・4
連結業績の推移 .....	5・6
事業報告 .....	7
連結貸借対照表 .....	28
連結損益計算書 .....	29
連結株主資本等変動計算書 .....	29
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 .....	39
貸借対照表 .....	40
損益計算書 .....	41
株主資本等変動計算書 .....	42
計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 .....	51
監査役会の監査報告書 謄本 .....	52
株主メモ .....	54

## 株主の皆様へ



代表取締役会長兼社長

信元久隆

## ごあいさつ

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の営業状況をとりまとめましたので、ここにご報告申し上げます。

当事業年度は、原油価格・原材料価格の高騰と高止まりや、特に国内での一部完成車メーカーの販売不振などのマイナス影響を受けましたが、合理化努力及び連結子会社の増加影響などもあり、売上高1,731億6千万円、経常利益121億6千万円、当期純利益66億3千万円と、前期に引き続き売上高、経常利益、当期純利益とも過去最高を更新いたしました。

第112期の経営環境は、概ね堅調に推移するものと思われませんが、米国経済の先行きは不透明感が払拭できず、加えて為替の変動、国内自動車販売の減速や原油価格・原材料価格の高騰なども懸念され、決して楽観視できない状況にあります。このような中で、当社グループでは、今後とも株主の皆様のご期待にお応えするべく、さらなる生産性・効率の向上を図り、原価低減活動に注力し、企業価値増大につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援のほど、お願い申し上げます。

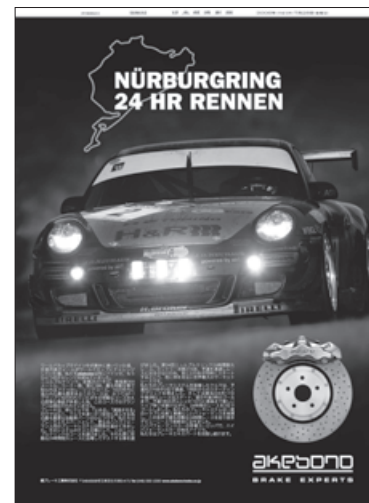
2007年6月

## 第34回ニュルブルクリンク24時間耐久レース 当社ブレーキシステム装着車が2位を獲得

2006年6月17日(土)から18日(日)にドイツで行われた第34回ニュルブルクリンク24時間耐久レースに、当社ブレーキシステム装着車が出場し、2位を獲得しました。当社にとって初めてとなる24時間耐久レースに供給したのはフロント6POT、リア4POTのブレーキシステムです。

その後の7月8日(土)に、同コースで行われた4時間耐久レースにおいても、さらにディスクブレーキパッドのチューニングを行い、当社ブレーキシステム装着車がPole to Winで優勝しました。

これまで、開発を続けてきた当社のブレーキシステムは着実な進化を続けています。今回の耐久レースでの好成績は、その進化による当社システムの高いポテンシャルを裏付けるものです。今後も、モータースポーツへの参画を通じて、様々な知見を獲得し、さらに技術力を高めていきます。



日本経済新聞(7月28日付) 当社新聞広告

## タイに新会社設立

タイ チョンブリ県に「アケボノブレーキ タイランドCO., LTD.」を、2006年8月11日(金)に設立しました。タイ最大の工業団地であるチョンブリ県アマタナコン工業団地内に土地を取得、2007年7月の生産開始を計画しており、2010年には売上高50億円を目指します。

当社グループでは、既に東南アジアの拠点としてインドネシアにディスクブレーキ、ドラムブレーキとその摩擦材の生産拠点であるピーティトゥリダールマヴィセサ、シンガポールにも販売拠点であるアケボノコーポレーションアジアPTE. LTD.を有しており、日本からの供給も含めてお客様ニーズの充足を図っています。

アケボノブレーキ タイランドCO., LTD. は、タイ市場でのビジネス拡大に加えて、将来的には、東南アジア地域の統括機能強化を目的にしており、今後の市場拡大が見込まれるアジアでの事業展開につなげていきます。



11月に現地で行われた定礎式

### アケボノブレーキ タイランド CO., LTD. 概要

商号	アケボノブレーキ タイランド CO., LTD.
代表者	小林 浩治【現 曙ブレーキ工業(株) 常務執行役員】
所在地	チョンブリ県アマタナコン工業団地 (バンコクから南東に約70km)
設立年月日	2006年8月11日
主な事業の内容	ディスクブレーキの製造・販売
決算期	毎年12月31日
従業員数	約90名(生産開始時予定)
資本金	101,429千タイバーツ
株主構成	曙ブレーキ工業(株) 100%

## 伊藤忠商事株式会社との業務提携

2006年12月19日（火）、拡大・成長戦略である中期経営計画「Global 30」の達成に向け、伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事）との間で海外事業での提携関係の構築及び非自動車事業での販売を推進することを決定しました。この提携は、産業機械・鉄道車両などでの海外を含む新規客先の拡大、伊藤忠商事の保有するノウハウ活用を含めた経営資源の有効活用が見込まれることから、当社にとって大きな意義があるものです。

伊藤忠商事は、当社の安定株主であるほか、北米生産子会社のひとつであるエマックブレーキL.L.C.及び中国2拠点でも合併で事業を展開しています。今回の提携は、当社への出資比率引き上げを行い、これまでの関係をさらに発展させたものであり、さらなる成果を追求していきます。

## 北米及び欧州事業の再編

「北米事業統括会社への伊藤忠グループの資本参画」が、2007年3月31日（土）に実施されました。これまで、伊藤忠グループが40%を保有していたエマックブレーキL.L.C.の持分を、北米統括会社であるアケボノコーポレーション（ノースアメリカ）が買い取り、第三者割当増資によりアケボノコーポレーション（ノースアメリカ）に伊藤忠グループから20%の出資が行われました。

「欧州事業統括会社の設立」については、4月2日（月）に新会社「アケボノブレーキ ヨーロッパN.V.」を設立。日系メーカーの欧州本社が集中するベルギーにオフィスを構え、地理的メリットを活用した営業戦略展開を進めていきます。また、事業統括機能、営業機能以外に、市場調査などの機能を持たせる予定です。それに伴い、欧州事業全体の効率化を行うために、アケボノヨーロッパS.A.S.を存続会社としてアケボノアラスS.A.S.を合併する予定になっています。

### <業務提携により、今後検討していく主な内容>

#### 産業機械・鉄道車両分野

・産業機械・鉄道車両分野での当社製品の海外・国内の拡販体制構築を視野に、伊藤忠商事グループと共同で、当社の産業機械および鉄道車両用ブレーキなどの販売会社設立を検討すること。

#### 北米事業再編

・伊藤忠商事グループとの間で北米における補修用ブレーキ部品販売に関する合弁会社設立の可能性を検討すること。

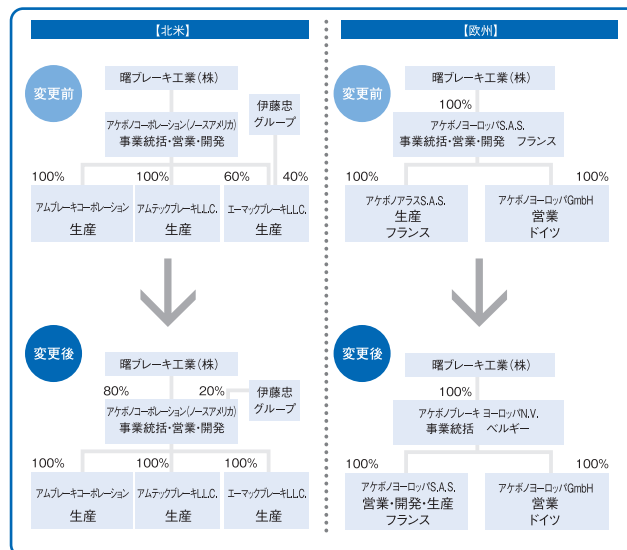
・当社グループの北米での物流事業における、伊藤忠商事グループの機能の活用による効率化の推進を検討すること。

#### 海外輸出版売

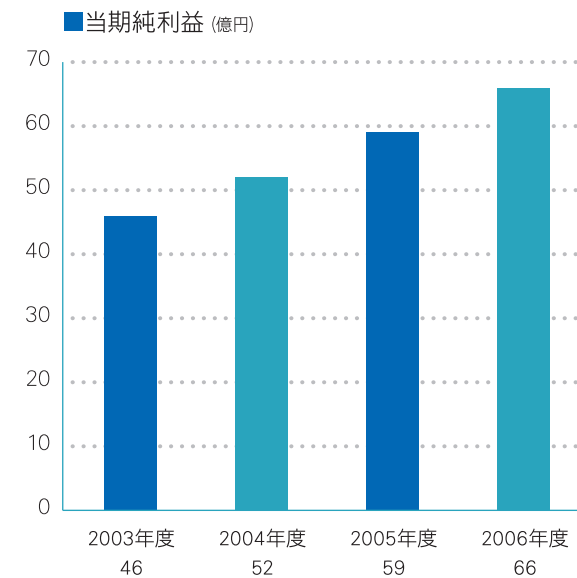
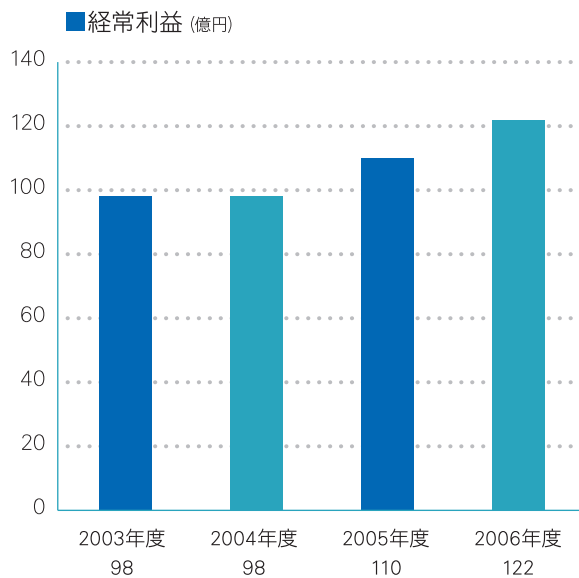
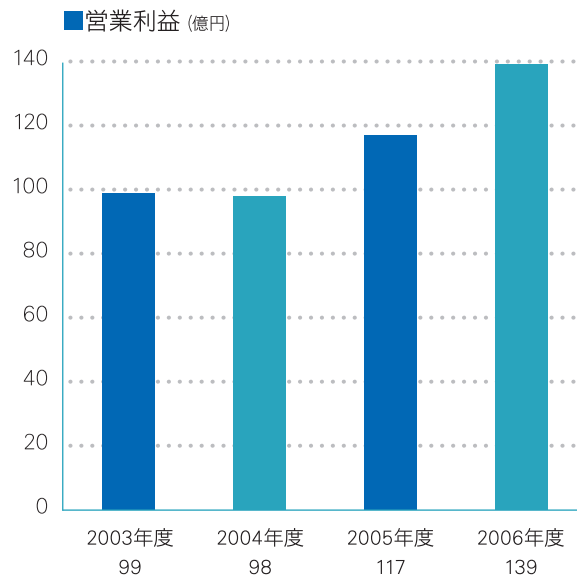
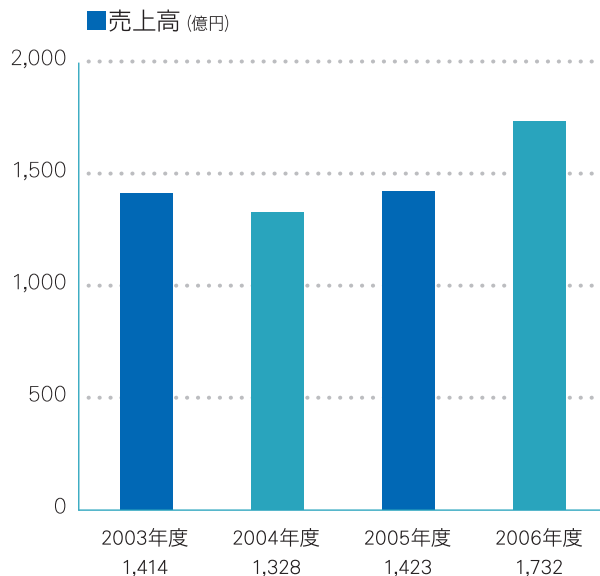
・日本からの当社製品の伊藤忠商事グループを活用した新規輸出先開拓の検討を行うこと。

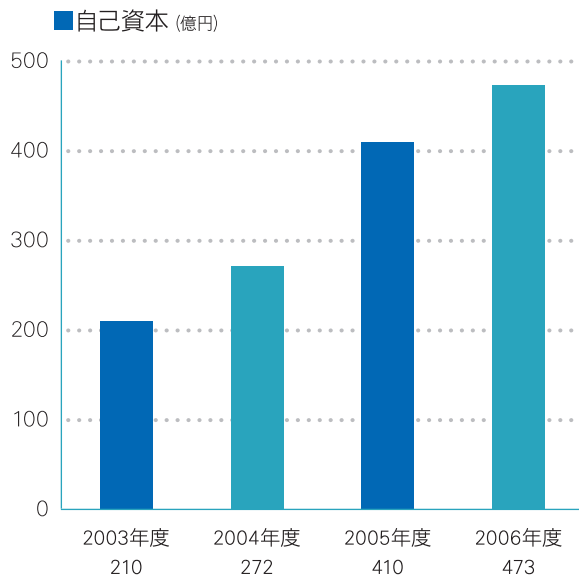
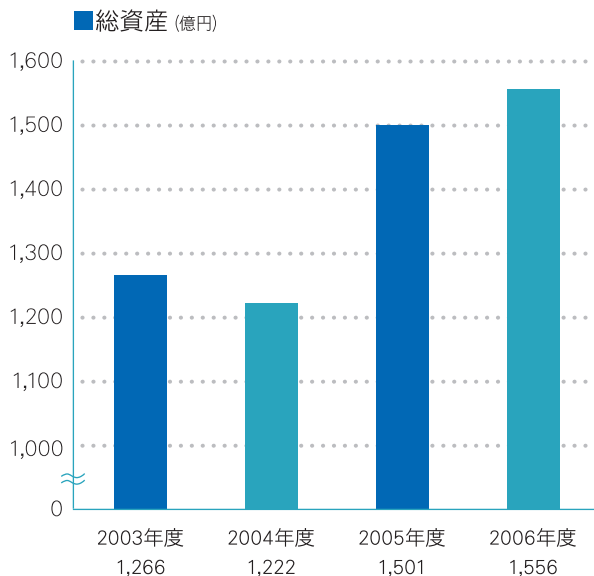
#### 海外での協力

・当社海外事業での協力検討を行うこと。



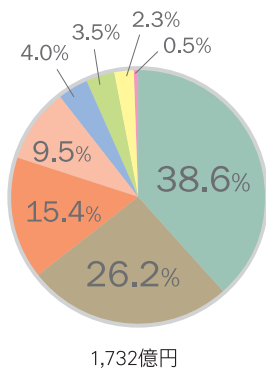
# 連結業績の推移





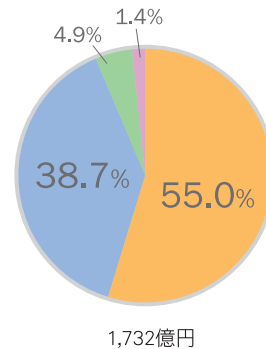
■ 製品別売上高

ディスクブレーキ	669億円	38.6%
ディスクブレーキパッド	453億円	26.2%
ドラムブレーキ	267億円	15.4%
その他自動車部品	165億円	9.5%
産業機械	69億円	4.0%
センサー	61億円	3.5%
鉄道車両	40億円	2.3%
その他	8億円	0.5%



■ 所在地別売上高

日本	953億円	55.0%
北米	670億円	38.7%
アジア	85億円	4.9%
欧州	24億円	1.4%



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の方が国経済は、企業収益改善による設備投資の増加、雇用情勢の改善の広がりなどを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。自動車業界におきまして、国内の当年度の自動車生産台数は、輸出の増加及び軽自動車生産の増加を背景に1,150万台と堅調に推移し、低価格車と高級車への二極化傾向は、一段と鮮明になってまいりました。

このような中、当事業年度の経営成績は、前期に引き続き、売上高、経常利益、当期純利益とも過去最高を更新いたしました。

売上高は、特に国内で一部完成車メーカーの販売不振などのマイナス影響を受けましたが、海外事業の好調に加え、北米：アムブレーキコーポレーションの買収（平成17年8月）及びインドネシア：ピーティートゥリダールマヴィセサへの追加出資（平成18年3月）による連結子会社の増加影響もあり、1,731億6千万円となり、対前期比309億円（+21.7%）の増収となりました。

経常利益は、原油価格及び原材料価格の高騰と高止まりや国内売上高の減少などのマイナス要因はあるものの、合理化努力及び前述の連結子会社の増加影響などにより、121億6千万円と対前期比11億3千万円（+10.3%）の増益となりました。

その結果、当期純利益は66億3千万円と対前期比7億7千万円（+13.2%）の増益となり、前期に引き続き、増収増益となりました。

所在地別セグメントでの業績は次のとおりとなっております。

#### 【日本】

一部完成車メーカーの不振、補修品の販売低迷、前期に持分法適用会社であった2社を連結子会社化したことによる売上連結消去の影響並びに原油価格及び原材料価格の高騰影響などにより売上高は953億2千万円、対前期比57億2千万円（△5.7%）の減収となり、営業利益は89億円、対前期比11億7千万円（△11.6%）の減益となりました。

#### 【北米】

平成17年8月末に100%子会社となったアムブレーキコーポレーションの連結影響に加え、日系及び一部ビッグ3向け新規受注の影響などにより、売上高は669億4千万円、対前期比274億6千万円（+69.6%）の増収となり、営業利益は48億円と対前期比29億2千万円（+155.7%）の増益となりました。

#### 【欧州】

明るいまし見の見えるはじめた欧州では、売上高が着実に増加し、当期の売上高は24億3千万円と対前期比9億9千万

円（+68.6%）の増収となりました。一方、新規連結子会社の設立による一過性の負担増がありましたが、前期末に実施した設備などの減損による償却負担軽減などがあり、営業損失は対前期比1億4千万円減少し、2億円となりました。

#### 【アジア】

中国連結子会社で創業初期のコスト負担がかさみましたが、ピーティートゥリダールマヴィセサの連結子会社化影響を主要要因として、売上高は84億6千万円、対前期比81億7千万円の増収となり、営業利益は3億1千万円と対前期比3億9千万円の増益となりました。

なお、前期の所在地別セグメントはフランス、インドネシア、中国を【欧州他】として記載しておりましたが、前述のとおり、インドネシアの1社を連結子会社化したことによる影響を鑑み、当事業年度より、【欧州】と【アジア】に区分して記載しております。

営業概況については、以下のようになっております。

区 分	売 上 高	構 成 比	対 前 期 比
自動車メーカー向け	124,724百万円	72.0%	+29.6%
補修品市場向け	36,447	21.0	+6.2
鉄道車両向け	3,999	2.3	+16.1
産業機械向け	6,935	4.0	+0.6
その他	1,054	0.7	△23.1
合計	173,159	100.0	+21.7

(注) 自動車メーカー向けの売上高には、センサーの売上高6,118百万円が含まれております。

## (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く大きな事業環境の変化に対し、平成17年4月から推進している中期3ヵ年経営計画「Global 30」を、平成18年4月からの新中期3ヵ年経営計画「Global 30-2006」として見直し、目標達成に向け邁進しております。この「Global 30-2006」は、当社グループが、グローバルレベルでの競争に勝ち残るための成長拡大計画であり、様々な挑戦課題に対し、根底となる「人づくりをベースとした技術開発とグローバルレベルでのモノづくりの強化」を推し進めております。

「Global 30-2006」の主な課題とその取り組みは下記の内容となっております。

#### ・人づくり

「Global 30-2006」の根底となる最重要な課題です。人財のグローバル競争力強化に向け、持続的な人財の育成

や多様な人財が活躍できる環境の整備を行ってまいります。また、平成17年1月から導入したコーポレートブランド経営の観点からも、人財の育成と従業員意識の向上に向けた諸制度の見直し、策定に注力していくことで、企業価値の増大につなげてまいります。

#### ・コスト革命の深化

国内で成果をあげていた取り組みの海外展開と平行して、グループの中核となる国内では、さらに取り組みを深化させてまいります。国内事業の再編・エネルギー施策・ロジスティクス施策・新工法など、従来とは違った角度、長期的視点でのアプローチを行ってまいります。具体的な取り組みとしては、部品・材料のみならず、設備・材質やそのプロセスまでを視野に入れた共通化・標準化を進めてまいります。また、ロジスティクスも含めた最適生産立地の検討も行い、国内強化をベースにグループ全体のモノづくりをさらに強化してまいります。

#### ・将来を見据えた技術開発への取り組み

クルマを取り巻く環境の変化に起因するハイブリッド車・電気自動車などの中長期的な普及を視野に入れ、高応答・高効率のブレーキ制御に対する取り組みを進めてまいります。また、日米欧中4極における研究開発の連携強化を行い、グローバルベンチマークによる市場要求の的確な把握、徹底した標準化・共通化をベースとした品質・コスト・性能にこだわった差別化を推進してまいります。

#### ・補修品事業の拡大

事業別の視点から一番大きな挑戦課題と位置づけております。現在、国内から輸出している製品の現地への生産移管を推進するとともに、さらなる拡販を推し進め、北米では、品揃えの強化と販売チャネルの拡大・多様化に取り組み、目標、責任、権限を明確化し事業の拡大を行ってまいります。また、欧州でも生産委託プログラムの活用などを行い、補修品市場での当社グループのプレゼンスを高め、グローバルでの補修品事業展開を加速させてまいります。

### (3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資については、総額で88億9千万円となりました。その内訳は、日本国内における生産・開発設備更新・新規購入等に50億1千万円、北米における生産・開発拠点に20億1千万円、欧州における生産・開発拠点に2億2千万円、アジアにおける生産拠点に16億5千万円、投資しております。

### (4) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、リファイナンス及び設備投資などに充当するため、長期借入金により136億円を調達いたしました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第108期 (平成16年3月期)	第109期 (平成17年3月期)	第110期 (平成18年3月期)	第111期 (平成19年3月期)
売上高 (百万円)	141,386	132,836	142,260	173,159
経常利益 (百万円)	9,848	9,813	11,025	12,157
当期純利益 (百万円)	4,590	5,232	5,857	6,631
1株当たり当期純利益 (円)	48.50	54.29	56.60	61.86
総資産額 (百万円)	126,641	122,202	150,106	155,580
純資産額 (百万円)	21,049	27,192	41,009	52,262

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第108期 (平成16年3月期)	第109期 (平成17年3月期)	第110期 (平成18年3月期)	第111期 (平成19年3月期)
売上高 (百万円)	100,508	101,839	104,164	104,390
経常利益 (百万円)	6,936	7,181	7,779	4,209
当期純利益 (百万円)	3,044	2,782	2,535	3,359
1株当たり当期純利益 (円)	32.17	28.86	24.49	31.34
総資産額 (百万円)	113,562	108,310	113,162	118,961
純資産額 (百万円)	22,413	25,991	34,874	37,363

(注) 第111期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100 百万円	100.0 %	自動車部品製造業
曙ブレーキ福島製造株式会社	20	100.0	自動車部品製造業
曙ブレーキ三春製造株式会社	10	100.0	自動車部品製造業
曙ブレーキいわき製造株式会社	32	100.0	自動車部品製造業
曙ブレーキ羽生製造株式会社	20	100.0	自動車部品製造業
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20	100.0	自動車部品製造業
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94	54.3	自動車部品製造業
アケボノテック株式会社	20	100.0	テストコースの管理及び自動車用ブレーキの評価実験
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100	100.0	ブレーキ装置の安全・公害・省資源の研究開発
株式会社アロックス	35	100.0	運送・梱包業
株式会社 A P S	10	100.0	コンサルティング業務
あけぼの123株式会社	13	100.0	建物内清掃業
アケボノコーポレーション (ノースアメリカ)	28,000 千米ドル	80.0	自動車部品の開発・販売及び米国における子会社等の管理
アムブレーキコーポレーション	34 米ドル 《34,000 千米ドル》	100.0	自動車部品製造及び販売業
エーマックブレーキL.L.C.	15,000 千米ドル	100.0	自動車部品製造業
アムテックブレーキL.L.C.	- 《47,951 千米ドル》	100.0	自動車部品製造業
アケボノヨーロッパS.A.S.	25,176 千ユーロ	100.0	自動車部品開発及び販売
アケボノアラスS.A.S.	25,011 千ユーロ	100.0	自動車部品製造業
アケボノアドバンスド エンジニアリングLTD.	50 千英ポンド	100.0	自動車部品の研究開発
ピーティートウリ ダールマヴィセサ	40,000 百万IDR	50.0	自動車部品製造及び販売業
広州曙光制動器有限公司	62,074 千元	80.0	自動車部品製造及び販売業
曙光制動器(蘇州)有限公司	74,334 千元	80.0	自動車部品製造及び販売業
アケボノブレーキ タイランドCO., LTD.	101,429 千タイバツ	100.0	自動車部品製造及び販売業

- (注) 1. 平成18年4月1日に、曙エンジニアリング株式会社は当社に、曙ブレーキ館林製造株式会社は曙ブレーキ福島製造株式会社にそれぞれ吸収合併されました。
2. 平成18年8月11日に、当社はアケボノブレーキタイランドCO., LTD.を設立いたしました。
3. 平成18年11月1日に、当社はアケボノアドバンスドエンジニアリングLTD.に出資いたしました。
4. 資本金に準ずる金額として資本準備金(又はそれに準ずる金額)を資本金欄において《》で表示しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

部 門	主 要 製 品
自 動 車	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、シューアッセンブリー、ディスクブレーキパッド、ブレーキライニング、クラッチフェーシング、コンバインセンサー
鉄 道 車 両	レジン制輪子、フリクションライナー（スリ板耐摩レジン）、新幹線用ライニング及びディスクブレーキ
産 業 機 械	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ、ウェットディスクブレーキ、シューアッセンブリー
二 輪 車	ディスクブレーキ、マスターシリンダー

(8) 主要な営業所及び工場

区 分		名 称	所 在 地
当 社	本店・本社	グループ本社(本店)	東京都中央区
		A i - C i t y ( 本 社 )	埼玉県羽生市
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		関東営業所	埼玉県羽生市
		首都圏営業所	東京都中央区
		名古屋営業所	愛知県豊田市
		大阪営業所	大阪府吹田市
		広島営業所	広島県広島市
福岡営業所	福岡県福岡市		
子 会 社	北米統括会社	アケボノコーポレーション (ノースアメリカ)	米国ミシガン州
	販売会社	アケボノヨーロッパS.A.S.	仏国ゴネス市
	工場	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県寒河江市
		曙ブレーキ福島製造株式会社	福島県桑折町
		曙ブレーキ三春製造株式会社	福島県三春町
		曙ブレーキいわき製造株式会社	福島県矢吹町
		曙ブレーキ羽生製造株式会社	埼玉県羽生市
		曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県さいたま市
		曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県総社市
		アムブレーキコーポレーション	米国ケンタッキー州
		エーマックブレーキLLC.	米国ケンタッキー州
		アムテックブレーキLLC.	米国ケンタッキー州
		アケボノアラズS.A.S.	仏国アラズ市
		ピーテイトウリ ダールマヴイセサ	インドネシア ジャカルタ市
		広州曙光制動器有限公司	中国広州市
曙光制動器(蘇州)有限公司	中国蘇州市		

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,810名	74名(増)

(注) 従業員数には、嘱託・臨時工具、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数673名は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	900名	21名(増)	42.0才	18.1年
女 性	117名	3名(増)	36.4才	13.4年
計又は平均	1,017名	24名(増)	41.3才	17.6年

(注) 従業員数には、出向者1,444名及び嘱託・臨時工具、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員35名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	15,548百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,654
株式会社三井住友銀行	3,253

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 110,992,343株  
(自己株式数3,707,846株を含む。)
- ③ 株主数 7,342名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	14.4%
ロバートボッシュコーポレーション	12,597	11.7
伊藤忠商事株式会社	10,553	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,292	7.7
ドイッチェバンクアーゲーフランクフルト	5,900	5.4
いすゞ自動車株式会社	4,648	4.3
株式会社みずほコーポレート銀行	3,915	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,571	3.3
アイシン精機株式会社	3,133	2.9
株式会社ブリヂストン	2,800	2.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,707,846株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 出資比率は発行済の普通株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名 称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
取締役会決議の日		平成17年1月19日	平成17年7月22日
新株予約権の数		693個（1個当たり1,000株）	1,840個（1個当たり100株）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 693,000株	普通株式 184,000株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき554円	1株につき1円
新株予約権の行使期間		平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。	新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数 6名 保有数 65個 目的である株式の数 65,000株	保有者数 1名 保有数 40個 目的である株式の数 4,000株
	社外取締役	保有者数 - 保有数 - 目的である株式の数 -	保有者数 - 保有数 - 目的である株式の数 -

名 称		第2回新株予約権（2）	第3回新株予約権（A）
取締役会決議の日		平成18年4月18日	平成18年6月20日
新株予約権の数		32個（1個当たり100株）	302個（1個当たり100株）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,200株	普通株式 30,200株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき1円	1株につき1円
新株予約権の行使期間		平成18年4月19日から 平成22年4月18日まで	平成20年7月4日から 平成22年7月3日まで
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。	新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数 - 保有数 - 目的である株式の数 -	保有者数 7名 保有数 185個 目的である株式の数 18,500株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 32個 目的である株式の数 3,200株	保有者数 - 保有数 - 目的である株式の数 -

名 称		第3回新株予約権 (B)	
取締役会決議の日		平成18年6月20日	
新株予約権の数		595個 (1個当たり100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	59,500株
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき1円	
新株予約権の行使期間		平成23年7月4日から 平成28年7月3日まで	
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数	7名
		保有数	367個
		目的である株式の数	36,700株
	社外取締役	保有者数	-
		保有数	-
		目的である株式の数	-

- (注) 1. 当社は、監査役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行していません。  
2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の株式の数には、使用人等に付与した新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

名 称		第3回新株予約権 (A)		第3回新株予約権 (B)	
取締役会決議の日		平成18年6月20日		平成18年6月20日	
新株予約権の数		302個 (1個当たり100株)		595個 (1個当たり100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	30,200株	普通株式	59,500株
新株予約権の発行価額		無償		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき1円		1株につき1円	
新株予約権の行使期間		平成20年7月4日から 平成22年7月3日まで		平成23年7月4日から 平成28年7月3日まで	
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。		新株予約権1個の一部行使は不可。 新株予約権10個単位で権利行使。	
使用人等に対する交付状況	役付執行役員	交付者数	10名	交付者数	10名
		交付数	117個	交付数	228個
		目的である株式数	11,700株	目的である株式数	22,800株

- (注) 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の株式の数には、取締役が付与した新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	信元久隆	
代表取締役	桑野秀光	
取締役	柏木剛	北米事業統括 アケボノコーポレーション（ノースアメリカ） Chairman & CEO
代表取締役社長 執行役員副社長	横尾俊治	経営諮問会議 議長 生産部門管掌 生産技術部門管掌 品質保証部門管掌 調達部門管掌
取締役社長 執行役員副社長	佐藤宏毅	開発部門管掌
取締役社長 執行役員副社長	荻野好正	CFO 財務経理部門統括 センサー部門管掌 VCETプロジェクト管掌 新商品開発室管掌
取締役役員 専務執行役員	西垣順充	コーポレートスタッフ部門統括 内部監査室管掌
取締役	伊藤邦雄	一橋大学大学院商学研究科教授 東京海上日動火災保険株式会社 監査役
常勤監査役	石田明世	
常勤監査役	木村恵司郎	
監査役	松田秀次郎	株式会社ティ・ワイ・オー 監査役
監査役	遠藤今朝夫	霞が関監査法人 代表社員

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 平成18年6月20日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、監査役富永博隆及び山本芳彦の両氏は辞任いたしました。
- ② 常勤監査役石田明世、監査役松田秀次郎及び監査役遠藤今朝夫の3氏は、平成18年6月20日開催の第105回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
2. 取締役伊藤邦雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役石田明世氏は、伊藤忠商事株式会社及び当社において長年にわたり、財務、経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役木村恵司郎氏は、長年にわたり当社の財務、経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当事業年度末日以降に次のとおり取締役の地位及び担当が変更になりました。  
 ・平成19年4月1日付の変更

会社における地位	氏名	担当
取締役 執行役員副社長	荻野好正	CFO 経営企画部門長 VCETプロジェクト管掌

- ・平成19年5月1日付の変更

会社における地位	氏名	担当
代表取締役 執行役員副社長	横尾俊治	経営諮問会議 議長 生産部門管掌 生産技術部門管掌 品質保証部門管掌 調達部門管掌 コーポレートスタッフ部門管掌
取締役 執行役員副社長	荻野好正	CFO 経営企画部門長 VCETプロジェクト管掌 内部監査室管掌
取締役 専務執行役員	西垣順充	渉外担当

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	8人	261百万円
監査役	4人	46百万円
合計	12人	306百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対する報酬等の総額は3名11百万円であります。  
 2. 上記のうち、監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した7百万円を含んでおります。  
 3. 上記のほか、平成19年6月21日開催の第106回定時株主総会において第8号議案が原案どおり承認可決された場合には、退任取締役3名及び打ち切り支給する取締役3名の計6名に対し総額905百万円の退職慰労金が支払われる予定です。  
 4. 上記のほか、平成18年6月20日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
 退任監査役 2名 53百万円

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	地位	主な活動状況
伊藤 邦雄	社外取締役	当期開催の取締役会20回（定時12回、臨時8回）のうち11回（定時9回、臨時2回）に出席し、主に学識経験者としての専門的見地から、客観的かつ必要な発言を行っております。
松田 秀次郎	社外監査役	平成18年6月20日社外監査役に就任以降、当期開催の取締役会13回（定時9回、臨時4回）のうち9回（定時8回、臨時1回）に、また監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行っております。
遠藤 今朝夫	社外監査役	平成18年6月20日社外監査役に就任以降、当期開催の取締役会13回（定時9回、臨時4回）のうち8回（定時7回、臨時1回）に、また監査役会10回のうち8回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行っております。

##### ② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、現行定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である伊藤邦雄、社外監査役である松田秀次郎及び遠藤今朝夫氏の3氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容は次のとおりであります。

###### ・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

###### ・社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

## (5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	44百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	23百万円
合計	67百万円

③ 非監査業務の内容

内部統制構築業務の助言・指導業務、退職給付制度再構築に関する相談業務及び四半期報告に関する相談業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当該会計監査人が公認会計士法その他の法令に違反・抵触していると認められる場合、公序良俗に反する行為があったと認められる場合に、当該会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断したときは、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき合計額 67百万円

## (6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のグループ全体のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、企業行動基準、企業行動規範などからなる「コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。

コンプライアンス活動を推進していくため、代表取締役社長の指示のもと、各部門の統括役員をメンバーとするコンプライアンス委員会（委員長：専務執行役員）を設置し、ひとりひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動をとるよう、役員及び従業員の教育を行い、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、また、内部監査部門も各部門、グループ企業の実施状況を定期的に監査する。

また、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた曙グループの従業員全員からの相談を受け付ける。社内相談窓口は、曙グループの5拠点に相談窓口担当者をおき、従業員はどの相談窓口担当者にも相談できる。社外相談窓口は専門機関に委託し、企業倫理と職場環境の2つのホットラインを設置する。相談窓口で受け付けた相談内容の事実確認はコンプライアンス委員会が中心となっており、調査の結果、問題が発覚した場合には、同委員会が中心となって是正措置を講じて、再発防止を図る。相談窓口は匿名の相談も受け付ける。当社は、相談者からの相談内容および個人情報を秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。

グループ全体のコンプライアンスをさらに推進していくため、各グループ企業にコンプライアンス推進責任者をおき、当社及び各グループ企業で発生する可能性の高いコンプライアンスのリスクを想定し、その予防体制を整備する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し、管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存および管理の体制について定める。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現在、当社の各部門及びグループ企業で管理しているリスクを統合して、リスクマネジメント体制を構築するため、当社グループのリスクマネジメントの推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、各年度の全社的な重点リスクの所管部署の責任者及び委員長が選んだメンバーによるリスクマネジメント委員会を組成する。

リスクマネジメント委員会は、取締役会で承認されたリスクマネジメントに関する目標・計画の策定とその実施、リスクマネジメントに関する社内規程の策定、リスクマネジメント実施状況・有効性の評価、及びリスクマネジメントシステムに関する是正・改善対策の策定及び実施などを行う。また、同委員会は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

市場変動、景気動向、資源、品質、災害、コンプライアンス、情報セキュリティー、金利・為替変動その他当社の事業および業績に重大な影響を与えられりうるリスクのうち、本年度の全社的な重点リスクは5項目

(市場変動リスク、生産継続リスク、品質リスク、法務リスク、情報セキュリティリスク)とする。

また、地震その他の災害などのリスクについては、その対応マニュアルを作成・配布し、有事に備える。

当社各部門及び各グループ企業の責任者は、全社的重点リスク以外に各部門・各グループ企業で取り組むべき重点リスク毎に具体的な目標と達成スケジュールを設定し、実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行なう事前審議制をとる。さらに、事前審議にあたり、電子媒体を活用して経営情報、審議情報などを事前に共有し、情報伝達の効率化を図る。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役または執行役員が取締役会、執行役員会などにおいて適宜報告し、また、監査役および内部監査部門もこれを定期的に監査する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ企業における内部統制の構築を目指し、当社にグループ企業の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社およびグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。

当社取締役およびグループ企業の責任者は、当社各部門および各グループ企業の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の監査役および内部監査部門は、海外も含めたグループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。

企業集団において、業務の適正をさらに確保していくため、当社を中心に各グループ企業の職務権限規程を定める。また、各グループ企業監査役は、会計監査権限のみならず、業務監査権限も有するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役会の指揮命令の下で職務を遂行する。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社およびグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を、遅滞なく報告する。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、政策会議、執行役員会などの重要会議に出席する。監査役全員が、これらの会議に先立ち電子媒体を活用して事前に提供される関係文書・資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役または従業員に追加の説明・報告を求めることが出来るものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

## (7) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

## ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

### i 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定め、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

現在も企業理念に基づいた経営資源の集中を進めており、主力製品のひとつであるディスクブレーキパッド（摩擦材）のOEM世界シェア30%獲得を目指した中期経営計画「Global 30」を推進しております。

この中期経営計画「Global 30」では、以下のような挑戦課題を掲げております。

#### ・人づくりをベースとした技術開発とグローバルレベルでのモノづくりの強化

グローバル化が急速に進む自動車業界の中で、人材の育成は重要な課題となっております。当社では、技術面では高性能ブレーキの開発を行うプロジェクトをはじめとする高い技術の追求とプロ人材の育成

を進めており、モノづくりの面からもモノづくりプロジェクトなどによる最適な製造技術の追求及び改善活動を日々進めております。これらの取り組みをグループの中核となる日本をベースに進め、海外拠点への展開を行ってまいります。

- ・コスト革命の深化

価値観の多様化が進んでいる中で、経営資源の有効活用を目指して、共通化・標準化をひとつの切り口とした原価低減活動を進めております。

- ・国内事業の再編

西の拠点である曙ブレーキ山陽製造(株)の工場集約をはじめとした国内最適生産配置を進めるとともに、ロジスティクスの見直しや、基幹部品となる鋳物事業の内製化なども含めた競争力の強化を行ってまいります。

- ・アジア戦略の確立と実行

アジアについては、中国に2生産拠点、インドネシアに1生産拠点を有しておりますが、現在、タイに建設中のAkebono Brake (Thailand) Co., Ltd.を含めて、今後の成長市場であるアジア市場でのビジネス拡大を図ってまいります。

- ・将来を見据えた技術開発の取り組み

高級車と軽・コンパクトカーといった市場の二極化への対応はもとより、環境規制を先取りした製品開発、革新的な技術の追求に向けての取り組みを強化していきます。

- ・北米体制の再構築

Ambrake Corporationの完全子会社化に伴い、調達機能の集約や、各拠点の生産アイテムの見直しを進めており、効率化の追求と合わせたビジネスの拡大を図ってまいります。

- ・補修品事業の拡大

補修品のシェアが低い北米での事業拡大を中心に、新市場及び販路の開拓を進めております。

- ・欧州黒字化体質の定着

黒字化の定着と、さらなるビジネスの拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

当社では上記の、多くの挑戦課題をクリアし、高品質で低コストの製品をグローバルに供給することで、マーケットで必要不可欠な存在を目指して、業績目標の達成に向け邁進しております。

ii 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、合理的なルールを設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は株主総会参考書類6ページから13ページに記載の通りです。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
<b>■ 資産の部</b>	
流 動 資 産	50,447
現金及び預金	3,592
受取手形及び売掛金	29,518
たな卸資産	10,809
未収入金	3,829
繰延税金資産	1,899
その他	807
貸倒引当金	△8
固 定 資 産	105,132
有形固定資産	79,725
建物及び構築物	18,130
機械装置及び運搬具	30,767
土地	22,340
建設仮勘定	5,768
その他	2,720
無形固定資産	6,201
のれん	744
その他	5,458
投資その他の資産	19,206
投資有価証券	10,849
繰延税金資産	6,380
その他	2,061
貸倒引当金	△85
繰延資産	2
社債発行費	2
開業費	0
<b>資 産 合 計</b>	<b>155,580</b>

科 目	金 額
<b>■ 負債の部</b>	
流 動 負 債	55,519
支払手形及び買掛金	21,751
短期借入金	9,465
一年内返済長期借入金	6,666
一年内償還社債	3,100
未払法人税等	1,089
未払消費税等	272
未払費用	6,481
賞与引当金	2,368
その他	4,327
固 定 負 債	47,800
社債	500
長期借入金	18,479
長期未払金	3,221
退職給付引当金	16,536
役員退職慰労引当金	903
繰延税金負債	3,158
再評価に係る繰延税金負債	4,450
その他	554
<b>負 債 合 計</b>	<b>103,318</b>
<b>■ 純資産の部</b>	
株 主 資 本	37,544
資本金	13,578
資本剰余金	7,900
利益剰余金	18,545
自己株式	△2,479
評価・換算差額等	9,756
その他有価証券評価差額金	3,351
繰延ヘッジ損益	△1
土地再評価差額金	5,276
為替換算調整勘定	1,130
新株予約権	90
少数株主持分	4,872
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>52,262</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>155,580</b>

## 連結損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
売上高	173,159
売上原価	138,011
売上総利益	35,148
販売費及び一般管理費	21,273
営業利益	13,875
営業外収益	737
受取利息	182
受取配当金	122
受取投資利益	10
その他	423
営業外費用	2,455
支払利息	1,259
支払償却	333
その他	270
経常利益	593
特別利益	12,157
固定資産売却益	720
投資有価証券売却益	4
その他	670
特別損失	46
固定資産売却損失	1,088
減損損失	447
本店建替関連損失	227
その他	183
税金等調整前当期純利益	231
法人税、住民税及び事業税	11,789
法人税等調整額	3,923
少数株主利益	562
当期純利益	673
当期純利益	6,631

(ご参考：監査対象外)

## 連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,839
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,944
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,305
現金及び現金同等物に係る換算差額	△161
現金及び現金同等物の減少額	△1,571
現金及び現金同等物の期首残高	5,108
現金及び現金同等物の期末残高	3,537

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本					評価・換算差額等					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額等 合計			
平成18年3月31日残高	13,559	7,912	12,878	△2,510	31,839	2,812	-	5,835	523	9,170	-	4,199	45,208
連結会計年度中の変動額													
新株の発行(注)1	18	18			37								37
平成18年6月定時株主総会における利益処分項目(注)2			△642		△642								△642
剰余金の配当			△322		△322								△322
当期純利益			6,631		6,631								6,631
自己株式の取得				△77	△77								△77
自己株式の処分		△30		108	77								77
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						539	△1	△560	608	587	90	673	1,350
連結会計年度中の変動額合計	18	△12	5,667	31	5,704	539	△1	△560	608	587	90	673	7,054
平成19年3月31日残高	13,578	7,900	18,545	△2,479	37,544	3,351	△1	5,276	1,130	9,756	90	4,872	52,262

(注) 1. 新株予約権等の行使によるものであります。

2. 平成18年6月定時株主総会における利益処分項目は、配当金642百万円であります。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造株式会社、曙ブレーキ福島製造株式会社、曙ブレーキ三春製造株式会社、曙ブレーキ岩槻製造株式会社、曙ブレーキ山陽製造株式会社、アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）、アケボノヨーロッパS.A.S.であります。

なお、新たにアケボノブレーキタイランドCO.,LTD.及びアケボノアドバンスドエンジニアリングLTD.他1社を設立し、新たに連結の範囲に含めております。

また、曙エンジニアリング株式会社は当社に、曙ブレーキ館林製造株式会社は曙ブレーキ福島製造株式会社にそれぞれ吸収合併され、他2社は清算終了したため連結の範囲から除外しております。

以上の結果、当連結会計年度においては、新たに3社を連結の範囲に含めるとともに、4社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 - 社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

大和産業株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トーフ金属株式会社他1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）他在外子会社11社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をおこなっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

- (当社) 製品及び仕掛品……………総平均法による原価法
- 原材料及び貯蔵品……………最終仕入法による原価法
- (子会社) 国内子会社……………原則として当社と同一
- 在外子会社……………主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっておりますが、一部連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内子会社において平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費……………3年間で每期均等償却
- 開業費……………5年間で每期均等償却
- 株式交付費……………支出時に全額費用として処理

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度の末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）で定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14～15年）で定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。ただし、当社取締役の退職慰労金は、平成17年4月1日以降の新規加算を停止しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子

会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。ただし、在外子会社については、一部売買処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ、金利オプション及び通貨オプションに関しては、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利

③ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジをおこなっております。

④ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度を適用しております。

③当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

④百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

## 【会計方針の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は47,301百万円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ90百万円減少しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

たな卸資産	67百万円
建物及び構築物	2,270百万円
機械装置及び運搬具	67百万円
土地	748百万円
合計	3,151百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	0百万円
一年内返済長期借入金	182百万円
流動負債「その他」(未払金)	90百万円
長期借入金	635百万円
長期未払金	450百万円
合計	1,358百万円

上記のほか、建物及び構築物789百万円及び土地700百万円を、他社の借入金84百万円に対する担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,078百万円

3. 保証債務残高 692百万円  
(債務保証 164百万円)  
(債権流動化に伴う買戻し義務限度額 529百万円)

なお、債務保証のうち163百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額1,228百万円のうちの当社グループ負担額であります。

4. 輸出為替手形割引高 1百万円

5. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価をおこなっております。なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部

に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価をおこなった年月日

平成14年3月31日

・再評価をおこなった土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,489百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	金 額
福島県桑折町	遊休設備等	機械装置等	41
埼玉県羽生市	遊休設備等	機械装置等	48
埼玉県さいたま市	遊休設備	機械装置	82
岡山県総社市	遊休設備	機械装置等	56
合 計			227

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをおこなっております。上記の資産は、遊休資産となっていることから当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に227百万円計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	110,816	176	-	110,992
合計	110,816	176	-	110,992
自己株式				
普通株式 (注) 2,3	3,803	72	162	3,713
合計	3,803	72	162	3,713

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加176千株は、新株予約権等の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加72千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少162千株は、新株予約権等の行使による自己株式の処分による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	642	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月20日
平成18年10月30日 取締役会	普通株式	322	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成19年6月21日開催の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	322	利益剰余金	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月22日

### 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	旧商法第280条ノ19第2項に 基づく新株引受権 (注) 1	普通株式	284	-	284	-	-
	第1回新株予約権 (注) 2	普通株式	688	-	141	547	-
	第2回新株予約権 (注) 2	普通株式	52	-	23	29	-
	第2回新株予約権 (2)	普通株式	-	3	-	3	-
	第3回新株予約権 (注) 3	普通株式	-	89	-	89	90
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	90

- (注) 1. 旧商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権の減少は、新株引受権の行使によるもの176千株、行使期間満了に伴う失効108千株であります。
2. 第1回新株予約権と第2回新株予約権の減少は、主に新株予約権の行使によるものであります。
3. 新株予約権を行使することができる期間は到来しておりません。

## (退職給付に関する注記)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の在外子会社は確定拠出型企业年金制度または確定給付型企业年金制度を設けております。

また、一部の国内子会社は、日本自動車部品工業厚生年金基金、埼玉県トラック厚生年金基金に加入しており、当該年金基金への拠出額は退職給付費用として処理しております。当該制度は総合設立の厚生年金基金であり自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算できないため、退職給付会計の実務指針第33項の例外処理によっております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

	(国内)	(在外)
(1) 退職給付債務	△29,251百万円	△392百万円
(2) 年金資産	11,144百万円	-百万円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△18,107百万円	△392百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	3,012百万円	80百万円
(5) 未認識過去勤務（債務の減額）	△341百万円	43百万円
(6) 連結貸借対照表計上の純額(3)+(4)+(5)	△15,435百万円	△270百万円
(7) 前払年金費用	830百万円	-百万円
(8) 退職給付引当金(6)-(7)	△16,265百万円	△270百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 3. 退職給付費用に関する事項

	(国内)	(在外)
(1) 勤務費用	1,277百万円	517百万円
(2) 利息費用	559百万円	29百万円
(3) 期待運用収益	△257百万円	-百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	299百万円	20百万円
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△203百万円	13百万円
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,675百万円	578百万円

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(1)勤務費用に計上しております。

2. 一部の国内子会社において、総合設立の厚生年金基金を採用しており、退職給付債務の計算に含めておりません。なお、掛金拠出割合に基づく年金資産残高は、981百万円であります。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準
(2) 割引率	主として2.0%
(3) 期待運用収益率	主として3.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として5年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として翌連結会計年度から14~15年

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	6,275百万円
賞与引当金	944百万円
役員退職慰労引当金	353百万円
貸倒引当金	244百万円
未払事業税	138百万円
固定資産減損損失	297百万円
未払費用	393百万円
在外子会社の留保損失	1,816百万円
税額控除繰越額	219百万円
その他	732百万円
繰延税金資産小計	11,411百万円
評価性引当額	△349百万円
繰延税金資産合計	11,063百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,374百万円
在外子会社の固定資産等	3,473百万円
その他	93百万円
繰延税金負債合計	5,941百万円
差引：繰延税金資産の純額	5,122百万円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	1,899百万円
固定資産－繰延税金資産	6,380百万円
固定負債－繰延税金負債	3,158百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	440円91銭
2. 1株当たり当期純利益	61円86銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	6,631百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	6,631百万円
普通株式の期中平均株式数	107,186,859株

## (重要な後発事象に関する注記)

### (欧州事業再編)

欧州事業の抜本的再編の一環として、平成19年3月13日開催の当社取締役会において欧州事業の再編を決議し、平成19年4月2日にアケボノブレーキヨーロッパN.V. (特定子会社) を設立いたしました。設立した会社の概要は以下のとおりです。

商号 : アケボノブレーキヨーロッパN.V.

所在地 : ベルギー

資本金 : 19百万ユーロ

事業内容 : 欧州事業統括、営業、市場調査

株主構成 : 当社100%

また、平成19年4月2日に当社の連結子会社であるアケボノヨーロッパS.A.S. (特定子会社) の全株式をアケボノブレーキヨーロッパN.V.に19百万ユーロで譲渡しております。

### (北米事業再編)

北米事業での経営資源の拡充及び補修用ブレーキ部品の物流効率向上を行うため、平成18年12月19日に決定した伊藤忠商事株式会社との業務提携に基づき、平成19年3月13日開催の当社取締役会において北米子会社の再編を決議し、平成19年3月31日に以下の取引を実施いたしました。

#### (1) エーマックブレーキL.L.C.の完全子会社化

エーマックブレーキL.L.C. (特定子会社) は、従来、当社の連結子会社であるアケボノコーポレーション (ノースアメリカ) (特定子会社) が持分の60%を保有し、伊藤忠グループが40%を保有しておりましたが、アケボノコーポレーション (ノースアメリカ) が伊藤忠グループが保有する持分を20百万米ドルで取得し完全子会社化いたしました。

#### (2) アケボノコーポレーション (ノースアメリカ) の第三者割当増資

アケボノコーポレーション (ノースアメリカ) は、伊藤忠グループに対し28.4百万米ドルの第三者割当増資を行いました。この結果、アケボノコーポレーション (ノースアメリカ) の持株比率は当社80%、伊藤忠グループ20%となっております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

曙ブレーキ工業株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小川陽一郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石塚雅博	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類

## 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
<b>■資産の部</b>	
流動資産	41,796
現金及び預金	2,834
受取手形	2,315
売掛金	18,524
製品	770
原材料	382
仕掛品	54
貯蔵品	756
前払費用	291
関係会社短期貸付金	1,413
未収入金	13,889
繰延税金資産	603
その他	32
貸倒引当金	△69
固定資産	77,164
有形固定資産	39,913
建物	8,870
構築物	1,052
機械装置	6,607
車両運搬具	87
工具器具備品	1,389
土地	19,692
建設仮勘定	2,217
無形固定資産	4,998
ソフトウェア	1,358
ソフトウェア仮勘定	3,600
その他	40
投資その他の資産	32,253
投資有価証券	10,463
関係会社株式	13,978
関係会社出資金	838
関係会社長期貸付金	702
長期前払費用	965
繰延税金資産	5,274
その他	455
貸倒引当金	△423
繰延資産	2
社債発行費	2
<b>資産合計</b>	<b>118,961</b>

科 目	金 額
<b>■負債の部</b>	
流動負債	44,498
支払手形	6,295
買掛金	19,727
短期借入金	1,000
一年内返済長期借入金	5,235
一年内償還社債	3,100
未払法人税等	1,427
未払費用	105
前払り金	2,735
賞与引当金	4,034
その他	839
固定負債	2
社債	37,100
長期借入金	500
長期未払金	16,559
退職給付引当金	591
役員退職慰労引当金	13,707
再評価に係る繰延税金負債	713
その他	4,409
	622
<b>負債合計</b>	<b>81,598</b>
<b>■純資産の部</b>	
株主資本	28,723
資本金	13,578
資本剰余金	7,900
資本準備金	6,831
その他資本剰余金	1,069
利益剰余金	9,719
その他利益剰余金	9,719
固定資産圧縮積立	3
退職給与積立	7
繰越利益剰余金	9,708
自己株	△2,474
評価・換算差額等	8,550
その他有価証券評価差額	3,336
繰延ヘッジ損益	△1
土地再評価差額	5,215
新株予約権	90
<b>純資産合計</b>	<b>37,363</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>118,961</b>

## 損益計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
売 上 高	104,390
売 上 原 価	89,600
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>14,790</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,020
<b>営 業 利 益</b>	<b>2,770</b>
営 業 外 収 益	4,491
受 取 利 息	62
受 取 配 当 金	120
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,800
関 係 会 社 受 取 地 代 家 賃	786
関 係 会 社 賃 貸 収 入	1,497
そ の 他	227
営 業 外 費 用	3,053
支 払 利 息	337
社 債 利 息	35
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	1,558
製 品 補 償 費	332
そ の 他	792
<b>経 常 利 益</b>	<b>4,209</b>
特 別 利 益	748
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	670
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	77
特 別 損 失	1,013
固 定 資 産 売 廃 却 損	436
減 損 損 失	176
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	141
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	48
本 店 建 替 関 連 損 失	183
労 災 補 償 費	30
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>3,944</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	76
法 人 税 等 調 整 額	509
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>3,359</b>

## ■株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	退職給与積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	13,559	6,813	1,099	7,912	4	7	7,312	7,323	△2,510	26,284
事業年度中の変動額										
新株の発行(注)1	18	18		18						37
平成18年6月定時株主総会における利益処分による任意積立金取崩項目(注)2					△1		1	-		-
平成18年6月定時株主総会における利益処分項目(注)3							△642	△642		△642
剰余金の配当							△322	△322		△322
当期純利益							3,359	3,359		3,359
自己株式の取得									△72	△72
自己株式の処分			△30	△30					108	77
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	18	18	△30	△12	△1	-	2,396	2,395	36	2,437
平成19年3月31日残高	13,578	6,831	1,069	7,900	3	7	9,708	9,719	△2,474	28,723

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	2,816	-	5,774	8,590	-	34,874
事業年度中の変動額						
新株の発行(注)1						37
平成18年6月定時株主総会における利益処分による任意積立金取崩項目(注)2						-
平成18年6月定時株主総会における利益処分項目(注)3						△642
剰余金の配当						△322
当期純利益						3,359
自己株式の取得						△72
自己株式の処分						77
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	522	△1	△560	△38	90	52
事業年度中の変動額合計	522	△1	△560	△38	90	2,489
平成19年3月31日残高	3,336	△1	5,215	8,550	90	37,363

- (注) 1. 新株予約権等の行使によるものであります。  
 2. 固定資産圧縮積立金の取崩しによるものであります。  
 3. 平成18年6月定時株主総会における利益処分項目は、配当金642百万円であります。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
  - 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 製品……………総平均法による原価法
  - 仕掛品……………総平均法による原価法
  - 原材料及び貯蔵品……………最終仕入法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……………定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産……………定額法  
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。
5. 繰延資産の処理方法
  - 社債発行費……………3年間で每期均等償却
  - 株式交付費……………支出時に全額費用として処理
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度の末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）で定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14～15年）で定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。ただし、取締役の退職慰労金は、平成17年4月1日以降の新規加算を停止しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ、金利オプション及び通貨オプションに関しては、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社はデリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジをおこなっております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

(3) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(4) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

## 【会計方針の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は37,273百万円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ90百万円減少しております。

(企業結合に係る会計基準)

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物	2,062百万円
土地	702百万円
合計	2,764百万円

担保に係る債務の金額

一年内返済長期借入金	106百万円
未払金	90百万円
長期借入金	591百万円
長期未払金	450百万円
合計	1,237百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 80,560百万円

3. 保証債務残高 2,738百万円  
(債務保証) 2,043百万円  
(一括支払信託併存的債務引受額) 166百万円  
(債権流動化に伴う買戻し義務限度額) 529百万円

4. 輸出為替手形割引高 1百万円

5. 関係会社に対する金銭債権 16,245百万円  
関係会社に対する短期金銭債権 16,227百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 17百万円

6. 関係会社に対する金銭債務	14,699百万円
関係会社に対する短期金銭債務	14,127百万円
関係会社に対する長期金銭債務	572百万円

7. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価をおこなっております。なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価をおこなった年月日

平成14年3月31日

・再評価をおこなった土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,489百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	12,636百万円
	材料支給高	47,722百万円
	製品仕入高等	90,797百万円
営業取引以外の取引高		6,149百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	金 額
福島県桑折町	遊休設備等	機械装置等	41
埼玉県羽生市	遊休設備等	機械装置等	48
埼玉県さいたま市	遊休設備	機械装置	82
岡山県総社市	遊休設備	機械装置	5
合 計			176

当社は、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをおこなっております。上記の資産は、遊休資産となっていることから当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に176百万円計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	3,803	66	162	3,707
計	3,803	66	162	3,707

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加66千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少162千株は、新株予約権等の行使による自己株式の処分による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	5,169百万円
賞与引当金	336百万円
役員退職慰労引当金	285百万円
貸倒引当金	166百万円
投資有価証券評価損	7百万円
関係会社株式評価損	1,829百万円
固定資産減損損失	224百万円
その他	432百万円
繰延税金資産小計	8,446百万円
評価性引当額	△327百万円
繰延税金資産合計	8,119百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,224百万円
その他	18百万円
繰延税金負債合計	2,242百万円
差引：繰延税金資産（負債）の純額	5,877百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	603百万円
固定資産－繰延税金資産	5,274百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置	847	510	12	325
車両運搬具	24	18	-	6
工具器具備品	149	121	-	28
ソフトウェア	1,375	1,171	-	205
合計	2,396	1,820	12	564

②未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

1年内	428百万円
1年超	173百万円
合計	601百万円

リース資産減損勘定期末残高 10百万円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	579百万円
リース資産減損勘定の取崩額	5百万円
減価償却費相当額	512百万円
支払利息相当額	25百万円
減損損失	-百万円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県寒河江市	100	自動車部品製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1 資金の回収 利息の受取 (注) 2	4,841 11,567 862 40	未収入金 買掛金 貸付金	916 1,339 1,202
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県総社市	94	自動車部品製造業	(所有) 直接 54.3 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	12,800 22,905	未収入金 買掛金	3,413 2,400
	曙ブレーキ福島製造株式会社	福島県桑折町	20	自動車部品製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	固定資産の賃貸 (注) 3	514	未収入金	46
	曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県さいたま市	20	自動車部品製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	19,281 27,093	未収入金 買掛金	3,704 2,776
							固定資産の賃貸 (注) 3	708	未収入金	62
						キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の受入	1,286	預り金	1,533	
						利息の支払 (注) 4	7			
	アケボノコーポレーション (ノースアメリカ)	米国 ミシガン州	28,000 千USD	自動車部品の開発・販売及び米国における子会社等の管理	(所有) 直接 100.0 間接 -	製品等の販売 役員の兼任	売上高 (注) 5	4,620	売掛金	1,563

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高及び製品仕入高の価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、最終の返済期日は平成20年8月であります。
3. 固定資産の賃貸については、毎期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
5. 製品等の販売については、市場価格等を勘案して取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	347円42銭
2. 1株当たり当期純利益	31円34銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	3,359百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	3,359百万円
普通株式の期中平均株式数	107,192,828株

(重要な後発事象に関する注記)

(欧州事業再編)

欧州事業の抜本的再編の一環として、平成19年3月13日開催の取締役会において欧州事業の再編を決議し、平成19年4月2日にアケボノプレーキヨーロッパN.V.（特定子会社）を設立いたしました。設立した会社の概要は以下のとおりです。

商号：アケボノプレーキヨーロッパN.V.

所在地：ベルギー

資本金：19百万ユーロ

事業内容：欧州事業統括、営業、市場調査

株主構成：当社100%

また、平成19年4月2日に当社の連結子会社であるアケボノヨーロッパS.A.S.（特定子会社）の全株式をアケボノプレーキヨーロッパN.V.に19百万ユーロで譲渡しております。これにより、平成20年3月期に関係会社株式売却益を152百万円計上しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 5月16日

曙ブレーキ工業株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

<u>指定社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 小川 陽一郎 ㊞</u>
<u>指定社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 石塚 雅博 ㊞</u>
<u>指定社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 久世 浩一 ㊞</u>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

曙ブレーキ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 石 田 明 世 (印)

常勤監査役 木 村 恵 司郎 (印)

社外監査役 松 田 秀 次郎 (印)

社外監査役 遠 藤 今 朝 夫 (印)

以 上

# 株主メモ

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当基準日：3月31日

中間配当基準日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先：〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

同取次所：三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店  
野村證券株式会社 全国本支店



上場証券取引所：東京証券取引所

公告方法：公告掲載URL <http://www.akebono-brake.co.jp/>  
(但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行される日本経済新聞に公告いたします。)

## お知らせ .....

### 株式に関するお手続き用紙のご請求について

株式に関するお手続き用紙(届出住所・印鑑・姓名等の変更届、配当金振込指定所、単元未済株式買取請求書、名義書換請求書等)のご請求につきましては、上記株主名簿管理人にてお電話ならびにインターネットにより24時間受け付けておりますので、ご利用ください。

 0120-244-479 (三菱UFJ信託銀行本店証券代行部) ] 通話料無料  
 0120-684-479 (三菱UFJ信託銀行大阪証券代行部) ]

URL <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

なお、株券保管振替制度をご利用の株主様は、お取引口座のある証券会社にご照会ください。



סרסלס